

## 目 次

|       |     |
|-------|-----|
| 磯竹島事略 | 1   |
| 乾     | 1   |
| 坤     | 13  |
| 竹島記事  | 27  |
| 一 卷   | 27  |
| 二 卷   | 72  |
| 三 卷   | 133 |
| 四 卷   | 172 |
| 五 卷   | 200 |

## 凡 例

### 『磯竹島事略』全二巻、『竹嶋紀事』全五巻解説 内容概略と凡例

一、書名について『磯竹島事略』は表紙に「磯竹島事略」と書き、巻頭に当たる部分はなく、目次の始めに「磯竹嶋覚書」と記されている。しかし、本書は『磯竹島事略』の書名で知られているため、表紙の「磯竹島事略」の方を採った。

『竹嶋紀事』は表紙に「竹嶋紀事」と記されてある。一卷には、巻頭に当たる部分はないが、凡例の冒頭に「竹嶋紀事」とあつて、本文記載に「竹嶋」の字で記述していることから『竹嶋紀事』の方を採った。

一、『磯竹島事略』は、乾、坤の二巻から成る。凡例、奥書等がないため、誰が、何時編纂したものか定かではないが、幕府による編纂のように推測される。

『竹嶋紀事』は、全五巻から成る。序文から始まり、松浦儀右衛門充任が書き、次いで凡例が記されている。この凡例は編集が越常右衛門、執筆が大浦陸右衛門とあり、對馬藩として編纂されたものようである。年代は享保十一年である。尚、凡例のあとがきに、編纂後、雨森東五郎（芳洲）が、この編纂の事を知り、訂補したとある。

一、『磯竹嶋事略』は元禄八年十二月から始まり、同十二年十月まで記載されている。主に竹嶋への渡航禁止を発する前後の事で、對馬藩からの報告、松平伯耆守家への問い合わせ、朝鮮国との書簡などが収められている。

一、『竹嶋紀事』は元禄六年から同十二年まで、七年間の記録を對馬藩の残存古文書、古記録、覚書などの資料を駆使して編纂されたものである。

一、『竹嶋紀事』は一卷が、元禄六年五月、老中から、呼び出しがあり、伯耆国に朝鮮人が連れてこられたことを知らされた日から始まり、この捕らえ人安龍福、朴於屯の二名を長崎から對馬を経て朝鮮へ送還し、その返礼状の記載のやり取りが東萊で行われるが、その始終を記す。

二巻は元禄七年十月に藩主が死去し、ことが急転する。東萊に赴き二年余にわたつて交渉を行っていた正使多田與左衛門一行が帰還する元禄八年六月までの東萊での始終を記す。

三巻は、對馬藩内で今後について、提言、議論が行われる。そして、江戸へ出た家老平田直右衛門が元禄八年十二月老中阿部豊後守と対面し、そして幕府が竹嶋渡航禁止を決するまでのこと、さらに安龍福ら一行が再び伯耆国に出現した時までが記されている。『磯竹嶋事略』と重なる時期の記述である。

四巻は、安龍福らに幕府からの命令で對馬から通訳人を送るものの、すぐ幕府は安らと対面せず帰国する旨の命令を出す。その顛末、そして安龍福らが元禄九年八月伯耆国から追放され、朝鮮国から礼状が届くまでを記す。

五巻は、竹嶋への日本人渡航禁止の謝状の記載内容について、對馬藩が東萊で朝鮮側と行なう交渉の始終と、決した謝書を幕府へ提出し、對馬藩主から朝鮮王朝への書簡を送付する。そして、七年に及ぶ竹嶋（鬱陵島）一件が終了したことを記している。終りは元禄十二年十二月の老中阿部豊後守からの返信で終わる。

- 一、解説にあたっては、異体字は正字を記した。しかし、者、江などはそのまま記載した。
- 一、見せ消しは二重線を引き、横に訂正字を記した。
- 一、行ごとの改行はせず、文を続け「」によって文章を読みやすくした。
- 一、本文中に掲載されている朝鮮からの書簡、また、對馬藩からの朝鮮への書簡は解説、活字化は行わず、そのまま本編中に収録した。
- 一、文中の闕字、闕行は原文のように行つたが、中には闕行することで、一行が大きく空くような場合闕字にした部分もある。
- 一、『磯竹嶋事略』解説は内田が全文行い、『竹嶋記事』の解説は内田文恵、飯田奈美子、野津薫、松本美和子の四名が各巻を分担して行つたが、全解説の責は内田にある。